

名古屋市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第21号

名古屋市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市旅館業法施行細則（昭和34年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市旅館業法等施行細則

第 1条を次のように改める。

（趣旨）

第 1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第 138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和32年政令第 152号。以下「令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）及び名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年名古屋市条例第 5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 5条第 2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「営業施設」を「旅館業の施設」に、「、その他」を「その他」に改める。

第 7条を第10条とし、第 6条第 1項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同条を第 9条とし、第 5条の次に次の 3条を加える。

（宿泊者名簿の記載事項）

第 6条 規則第 4条の 2第 3項第 2号に規定する事項は、客室の室名又は室番号及び宿泊の年月日とする。

（常駐と同等の効果を有すると認められる場合）

第 7条 条例第 4条第 2号ただし書に該当する場合とは、令第 1条第 1項第 2号に規定する玄関帳場を設けない場合において、営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「営業者等」という。）が常時宿泊者からの連絡を受けることができ、かつ、当該宿泊者の求めに応じて、営業者等がおおむね10分以内に旅館業の施設に到着することができる体制が整備されているときとする。

（旅館業の施設の形態及び意匠、広告物等の外観に関する基準の適用範囲）

第 8条 旅館業の施設の設置場所の敷地の過半が、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 8条第 1項第 1号に規定する商業地域に属するときは、当該施設について、条例第 6条第 7号の規定（条例第 7条第 2項及び条例第 8条において準用する場合を含む。）は適用しない。

本則に次の 6条を加える。

（営業計画の公表）

第11条 条例第11条第 1項の規定による公表（以下「営業計画の公表」という。）は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 旅館業の施設の設置場所のうち公衆の見やすい場所に、条例第11条第 1項に規定する営業計画（以下「営業計画」という。）の概要を20日以上掲示すること。

(2) 周辺地域の住民等に対し、営業計画の内容等について説明を行うこと。

2 営業計画の公表をしようとする者は、あらかじめ、保健所長に対し、公表に必要な書類及び営業計画の内容を明らかにした書類を示し、その指示を受けなければならない。

（公表の実施報告）

第12条 前条第 1項第 1号の規定による掲示を始めた者は、直ちに、当該掲示

をした旨を保健所長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、条例第11条第 3項の規定による報告（以下「公表の実施報告」という。）は、別に定める様式により行わなければならない。

（営業計画の変更）

第13条 公表の実施報告をした者は、法第 3条第 1項の規定に基づく許可の申請（以下「営業許可申請」という。）に対する処分を受けるまでの間に営業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、保健所長に対し、当該変更の内容を明らかにする書類を示し、かつ、その内容に応じて保健所長が必要と認める手続を行わなければならない。

（自主的な解決）

第14条 営業計画の公表をした者は、周辺地域の住民等との間に営業計画に係る紛争が生じた場合には、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

（指導及び勧告）

第15条 保健所長は、条例第11条第 1項及び第 3項並びに第13条の規定による手続をせずに営業許可申請をしようとする者又は営業許可申請をした者（以下「営業許可申請者等」という。）に対し、営業計画を定め、公表すること等を指導し、又は勧告することができる。

- 2 保健所長は、偽りその他不正な手段により前項の手続をした営業許可申請者等に対し、営業計画の廃止、変更等を指導し、又は勧告することができる。
- 3 保健所長は、営業計画に定められるべき事項の内容により生じた紛争を解決しようとししない営業許可申請者等に対し、当該紛争を解決するよう指導し、又は勧告することができる。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第 1号様式（表）中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図（旅館業の施設の所在地を中心とし、半径 200メートルの地域内見取図）
- 2 用途地域を明らかにした書類
- 3 敷地及び建物配置図並びに各階平面図（縮尺及び方位を明示したもの）
- 4 色彩を明示し、かつ、全周を明らかにした立面図（縮尺及び方位を明示したもの）
- 5 広告物及び屋外照明設備等の形状及び色彩並びに設置場所を明らかにした図面
- 6 旅館業法施行令第 1条第 1項第 2号に定める基準に係る構造設備を明らかにした書類
- 7 空気調和設備の系統図及び給排水設備の系統図
- 8 井水を洗面所等に使用する場合は、水質検査成績書
- 9 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(提出を要しない書類)

名古屋市旅館業法等施行細則第 8条の規定の適用を受ける場合は、併せて提出する書類 4及び 5に記載する書類を提出する必要はありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 1号様式の 2及び第 1号様式の 3中「営業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第 2号様式から第 2号様式の 3までの規定中「営業施設」を「旅館業の施設」に、「営業の種類」を「営業の種別」に改める。

第 3号様式から第 3号様式の 3までの規定中「申請施設の種類」を「申請施設の種別」に改める。

第 4号様式及び第 5号様式中「営業の種類」を「営業の種別」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市旅館業法等施行細則（以下「新規則」という。）第 6条の規定は、施行日以後に旅館業の施設に宿泊を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、適用しない。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市旅館業法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている許可書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。